

和木町木造住宅耐震診断事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、町民の安心・安全を確保するため、生活の基盤である木造住宅の耐震診断を和木町が行うことにより、地震による被害を最小限に抑え、町民の生命及び財産を守ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が3以下のものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公共団体が所有する以外のもの。

(2) 耐震診断

財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）により、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 耐震診断員

次に掲げる要件を満たす者であること。

- ① 建築士法第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士であること。ただし、町長が適当と認める場合には、建築士で、町が定める者。
- ② 「山口県木造住宅耐震診断員派遣方式の実施に係る講習会」を受講した者のうち、耐震診断員業務の実施を希望する建築士とする。

(業務委託)

第3条 町長は、本事業に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

(補助の対象となる住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、所有者が町税を滞納していないものとする。

(建築時期の確認)

第5条 この事業は木造住宅を対象として実施し、次のいずれかにより建築時期の確認を行うものとする。

- (1) 建築確認済書
- (2) 登記事項証明書
- (3) 固定資産税の課税明細書
- (4) 課税台帳（所有者の同意書がある場合）
- (5) その他妥当と思われる方法

(耐震診断)

第6条 町長は、対象木造住宅の耐震診断を実施するにあたり、耐震診断員を派遣する。

(診断申込者)

第7条 木造住宅を所有する者、又は、特段の事由により所有者が実施できない場合は、町長が適当と認める者が、前条の規定による耐震診断を申し込むことができる。その場合、所有者等は和木町木造住宅耐震診断申込書（第1号様式）を町長宛てに提出しなければならない。

(耐震診断員の派遣の決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、耐震診断員を派遣することを決定したときは、耐震診断員選定後にその旨を申込者に文書（第2号様式）で通知しなければならない。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、耐震診断員を派遣しないことを決定したときは、その理由を付して申込者に文書（第3号様式）で通知しなければならない。

(業務委託した場合の耐震診断員の派遣)

第9条 町長は、第7条第1項の規程による決定をした場合は、速やかに業務受託者に対し耐震診断員の派遣の要請を行うものとする。

2 業務受託者は、前項の規定により派遣の要請を受けた場合は、遅滞なく耐震診断員を選定し和木町に報告した上で、耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施しなければならない。

3 業務受託者は、前項の規定により耐震診断を実施する際には、派遣する者に診断申込者と派遣日等の調整をさせなければならない。

4 業務受託者は、派遣する者に耐震診断員であることを示す証（第4号様式）を携帯させ、診断申込者等の求めに応じて提示させるものとする。

(業務内容)

第10条 耐震診断員に実施させる業務は、下記の通りとする。

- ① 耐震診断の実施及び報告書の作成等
- ② 耐震補強計画提案書の作成等（耐震診断の結果、評点が1.0未満の場合）

(説明義務及び守秘義務)

第11条 耐震診断を行う耐震診断員は、業務の内容に関して診断申込者等から説明を求められたときは、誠実に対応しなければならない。

2 耐震診断を行う耐震診断員は、業務上知り得た事項を関係者以外に漏らしてはならない。

(耐震診断の取り止め)

第12条 診断申込者は、事情により耐震診断を取り止めるときは、速やかにその旨を和木町長に通知しなければならない。

(耐震診断員の派遣の取り消し)

第13条 町長は、診断申込者が次のいずれかに該当すると認められるときは、耐震診断員の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為によって耐震診断員の派遣の通知を受けたとき
- (2) 町長が不相当と認める事由が生じたとき

(診断費用の返還)

第14条 町長は、前条の規定により耐震診断員の派遣を取り消した場合において、既に診断を実施しているときは、それまでに要した費用の返還を申込者に対して命じることができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、平成24年度からの補助事業に適用する。

付則

この告示は、令和元年6月1日から適用する。

付則

この告示は、令和4年4月1日から適用する。

付則

この告示は、令和5年4月1日から適用する。

付則

この告示は、令和8年4月1日から適用する。